

利害関係者委員会決議に関する説明

1. 第一部対第二部での追加要求事項

FSSC規則第一部の附属書IAに従って、FSSCの追加要求事項を審査することは、認証機関の義務である。これらの要求事項は、審査報告書書式でも取り上げられている。2010年1月以降、附属書IAに変更があり、附属書IAの旧要求事項1（適用される法規制の一覧表）は、第一部の3.4指針に移された。したがって、組織は、第一部をチェックし、2件の追加要求事項のみに対応するべく準備をすることになる（適用される法規制の一覧表は現在、“指針”となっているので、これへの準備は不要である。第二部の審査報告書書式を見ると、上記を含め3件の追加要求事項が今でも残っていることがわかる。

これは完全性プログラムの過程でレビューされた審査報告書では、定番の不適合であった。

決議：

一覧表に関する要求事項は、指針に格下げされた。これらの事項は、ISO22000ですでに言及されているため、ISO22000の第5項及び7項に対して適切な対応をしていれば対応ができていると考えられる。

つまり、完全性プログラムの際に確定されたこの種の不適合は、今後なくなるだろうということを意味している！

2. 第二部：審査経験

5年間の産業経験と、品質保証又は食品安全職務における2年は、2つの別個のものではない。ISOの文言では、「品質又は食品安全職務での最低2年を含む5年」である。合計5年の要求事項であり、7年ではない！スキーム文書で、このことはより明確になっていなければならない。更に、(Harmonization Dayでは)他のGFSIスキームでの経験についての質問があった。

決議：

ISO22000での経験以外に、GFSIスキームは“同等”と承認されているので、1つのスキームでの経験は、他のスキームの要求事項を相殺するために使用できる。Kevin Swofferは、CB Harmonization dayの際に、これはGFSIのGD6によって認められていることを確認した。

3. スキーム文書の追加変更内容

1. 基準文書：

- a. ISO 19011:2002をISO 19011:2012に差し替えること。
- b. ISO/IEC 17021:2006をISO/IEC 17021:2011に差し替えること。

2. 第一部への追加：認証機関はFSSCに認証文書の写しを開示する必要があり、完全性プログラムにより依頼された場合は、さらに審査文書の写しを開示する必要があるが、これらの予期される事項の記述を第一部に含めることができようか。

第二部には、次の記述がある：「認証機関は、審査報告書の内容を機密事項として扱わなければならない。しかしながら、審査報告書の所有権、公開する詳細の決定権、及び閲覧許可権は、契約顧客が所有し、契約顧客の判断で、審査報告書を権限のある当事者に閲覧を許すことができる。」

ISO17021の9.1.10項 審査報告書：

「認証機関は、個々の審査について、報告書を提供しなければならない。報告書は、JIS Q 19011の関連する指針に基づくものでなければならない。審査チームは改善の機会を特定してもよいが、具体的な解決策を提言してはならない。審査報告書の所有権は、認証機関が維持しなければならない。」

ISO 17021に従うことが決議され、認証スキーム第一部及び二部の記述を次のように調整することが決議された。

- 報告書の所有権は認証機関にある。
- 顧客は開示の権限を持つ。

3. 第二部：認証文書のデザイン

「食品安全システムが認証された組織（サイト）の名称及び住所」。これを修正して、1つの認証文書（別表あり）で、複数のサイトを対象とすることができることを明確化できないか？

決定条文：「組織の名称及びサイト（複数可）の住所」

4. 審査登録：FSSC規則内で、審査員は、財団に毎年登録することが求められ、毎年、具体的情報を提供することを明確に規定することが決議された。